

〔 平 12. 11. 28 〕
〔 総 6 - 4 〕

外形標準課税関係資料

資 料 目 次

＜改革の趣旨＞	税の性格等	1
法人税法の事業税の概要		2
法人税法の事業税の課題		3
法人税法の事業税の緊急性		4
法人税法の事業税の導入意義		8
① 事業規模に応じて薄く広く公平に		9
② 受益に及ぼした負担を求め税に		10
③ 安定した行政サービスの提供のために		11
④ 努力した企業が報われる税制に		12
＜改革のポイント＞		
改革のポイント		13
＜課税の仕組み＞		
税額計算の仕組み		14
報酬給与額		16
労働者派遣契約における課税関係（イメージ）		17
純支払利子		18
純支払賃借料		19
事業規模額の中立性		20
雇用安定控除の仕組み		21
雇用安定控除の効果		22
＜税率等＞		
外形基準の税率		23
簡易事業規模額		24
＜その他＞		
地方税法第72条の19と東京都・大阪府の条例との関係		25
今回の改革と法人所得課税との関係		26
法人事業税の負担のイメージ		27
＜都道府県財政の状況＞		
都道府県財政の状況		28
＜行政改革の状況＞		
地方公務員の総数及び給与水準の状況		29
都道府県の行政改革の主な取組状況		30
都道府県・指定都市における給与の抑制の状況		31

法人事業税の性格等

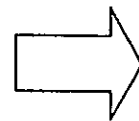
【税の性格】

法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めるもの（応益課税）

【課税標準】

より適当

所得基準による課税



事業活動の規模に応じた課税

（外形標準課税）

現行の法人事業税の概要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)		平成11年度税制改正による 恒久的な減税前	
普通法人		普通法人	
年800万円超の所得及び清算所得	9.6% ^(注) (△1.4%) (基本税率)	年800万円超の所得及び清算所得	11%
年400万円超800万円以下の所得	7.3% (△1.1%)	年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年400万円以下の所得	5.0% (△0.6%)	年400万円以下の所得	5.6%
特別法人		特別法人	
年400万円超の所得及び清算所得	6.6% (△0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得	7.5%
年400万円以下の所得	5.0% (△0.6%)	年400万円以下の所得	5.6%

(現 行) (恒久的な減税前)

② 収入金額課税法人 収入金額の 1.3% 1.5%

- (5) 税 収 額 42,113億円 (平成10年度決算額：都道府県税収の24%)
(参考) 64,763億円 (平成 3年度決算額：都道府県税収の40%)

(注)普通法人に対する基本税率の推移

昭和25年度～平成9年度	平成10年度	平成11年度～
12%	11%	9.6%

法人事業税の課題

応益課税の性格を持ちながら、現行制度は、原則、所得が課税標準

- 全法人の1／3の利益法人が欠損法人の分も含めて税を負担。2／3の欠損法人は、行政サービスを受けながら税負担なし。
- 課税標準が所得であるため、事業活動の規模を適切に反映していない。
- 都道府県の基幹税でありながら、景気変動の影響を受けやすく税収が不安定。都道府県の財政運営に大きな影響。
- 努力をし、利益をあげようとする法人の意欲を阻害しない税制とすることが必要。

改革の緊急性

政府税制調査会中期答申(平成12年7月) (抄)

2. 法人事業税

(4) 法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

○ 全国知事会をはじめとする地方六団体からの導入への強い要望

法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望

法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び税収の安定的確保等の観点から、全国的な制度として導入すべきであるとして、これまでも要望してきたところである。

地方分権が実施段階を迎え、地方税のあり方についても早急に見直しが求められている中、去る7月に出された政府税制調査会の中期答申「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」において早期導入を図るべき旨が盛り込まれ、また、8月には地方分権推進委員会の意見において、地方分権時代における望ましい地方税制のあり方として、外形標準課税の早期導入が提言されているところである。

国においては、これらの趣旨を踏まえ、平成13年度からの制度創設を図るよう強く要望する。

平成12年 11月 2日

地方自治確立対策協議会
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

○ 外形標準課税に対する意識の高まり

税に対する県民意識調査(外形標準課税部分)

(神奈川県 平成12年7月調査:県内在住の20歳以上の男女3000人を対象)

(1) あなたは、都道府県の中心的な税である法人事業税が、企業の事業所得に対して課税されているため、景気の影響を受けやすく、税収入が不安定な税目であることを御存じでしたか。

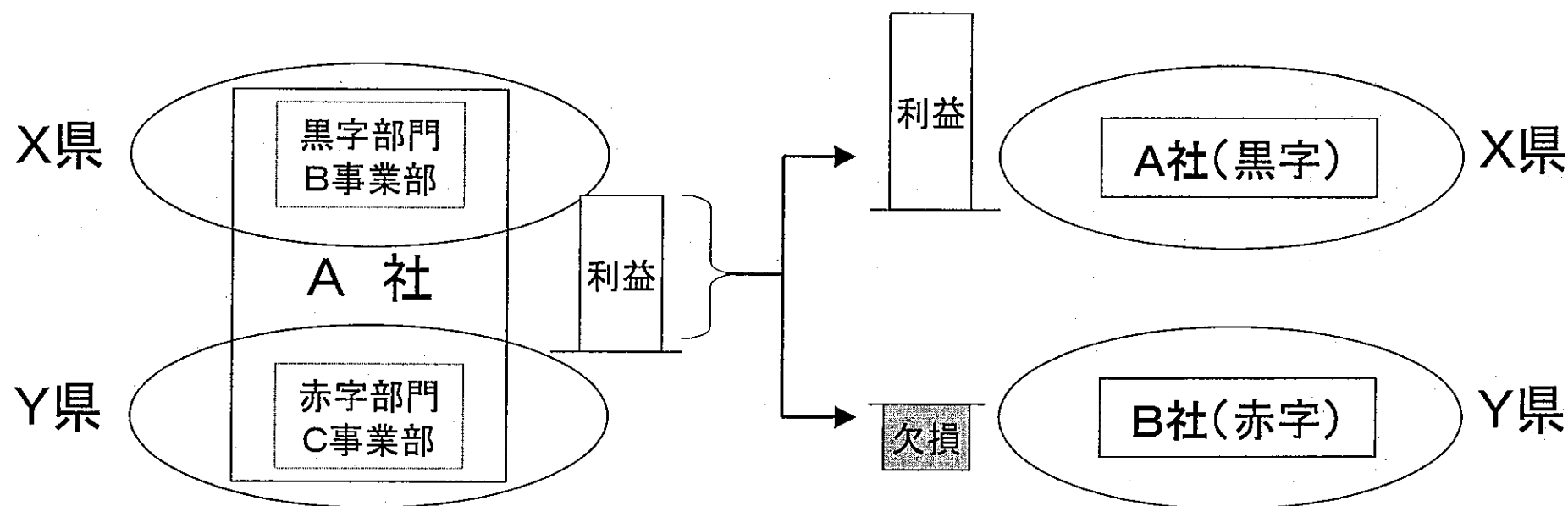
1 よく知っていた	26.4%	} → 法人事業税の問題点について認識あり
2 多少は知っていた	41.6	
3 あまり知らなかった	17.7	
4 ほとんど知らなかった	12.7	
		68.0%

(2) 法人事業税については、その法人が赤字であるか黒字であるかだけではなく、地方自治体から受ける行政サービスの規模に対して応分の負担をすべきであるとの考え方に立って、外形標準課税を導入すべきだという考え方があります。あなたは法人事業税の外形標準課税についてどう思いますか。

1 積極的に導入すべきである	17.7%	} → 賛成・条件付き賛成
2 中小法人への軽減など一定の配慮があれば導入してもよい	40.2	
3 (導入前後の)納税額の大幅な増減に対する緩和措置があれば導入してもよい	10.5	
4 導入すべきではない	7.3	
5 わからない・その他	22.1	68.3%

<神奈川県記者発表資料より作成>

(参考) 会社形態を変更する場合(現行法人事業税)



全体で黒字なら、X、Y県とも
法人事業税を納付

- ・A社(黒字)があるX県のみ法人事業税を納付
- ・B社(赤字)があるY県は法人事業税ゼロ

外形標準課税の導入意義

- ① 事業規模に応じて薄く広く公平に
．．．．【税負担の公平性の確保】
- ② 受益に応じた負担を求める税に
．．．．【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③ 安定的な行政サービスの提供のために
．．．．【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④ 努力した企業が報われる税制に
．．．．【経済の活性化、経済構造改革の促進】

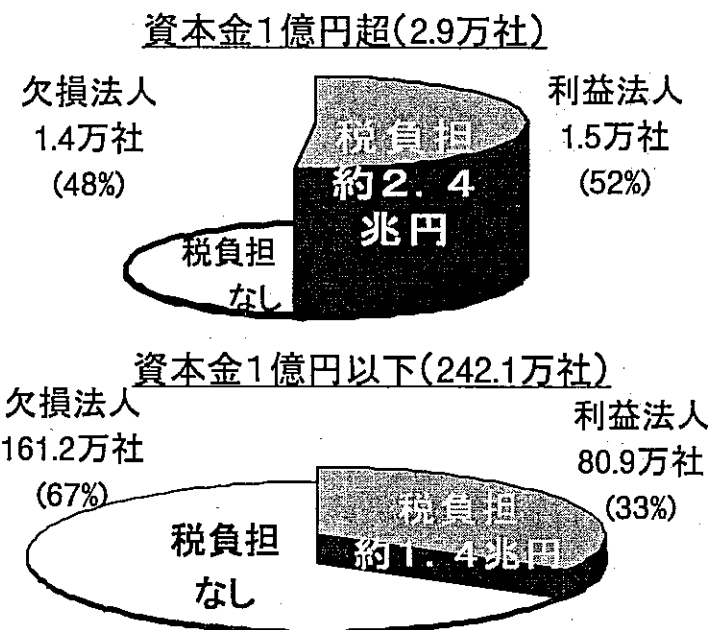
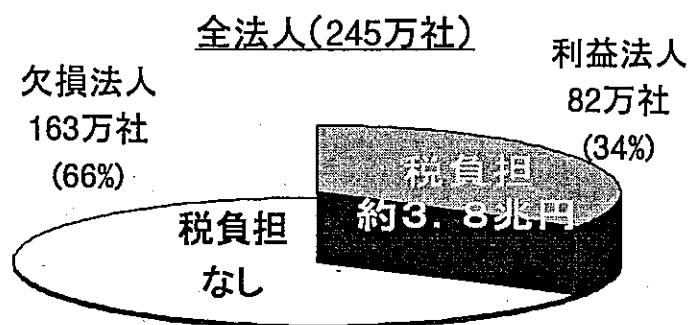
① 事業規模に応じて薄く広く公平に

.....【税負担の公平性の確保】

利益法人及び欠損法人の状況

(平成10年度所得課税法人分)

※ 法人数には、特別法人等は含まない。



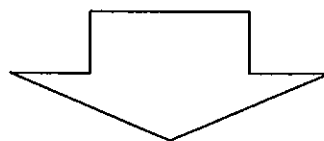
外形標準課税の導入

⇒ 欠損法人を含め、各法人が事業活動の規模に応じて薄く広く、より公平に税を負担

② 受益に応じた負担を求める税に
・ ・ ・ ・ ・ 【応益課税としての税の性格の明確化】

法人に対する
都道府県の行政サービス

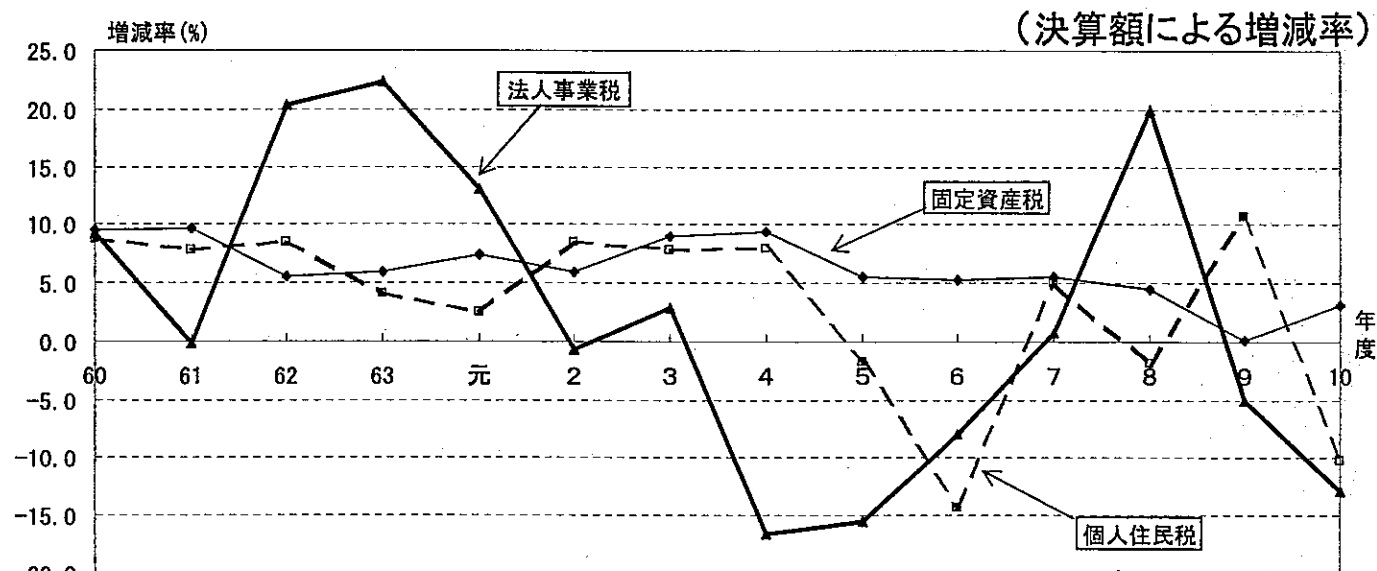
社会資本形成（道路、港湾、空港、下水道等）
各種地域振興施策、中小企業対策等
勤労者・家族に対する福祉・教育・医療等



課税標準を所得から外形基準に変更し、受益に応じた負担を求める
⇒ 税の性格の明確化

③ 安定的な行政サービスの提供のために 【地方分権を支える基幹税の安定化】

主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 平成6年度以降の個人住民税の変動が激しいのは、平成6年度において約1.7兆円の特別減税、平成7年度及び平成8年度において約0.6兆円の特別減税、平成7年度以降において約1.0兆円の制度減税、平成10年度において約1.2兆円の特別減税が実施されていることによるもの。

地方の行政サービスは、安定的に供給する必要。
 地方税は、できるかぎり安定的で、変動の少ないものが望ましい。

外形標準課税の導入
 ⇒ 税収の安定性が向上
 ⇒ 地方分権を支える基幹税の安定化

④ 努力した企業が報われる税制に

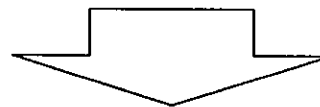
．．．．【経済の活性化、経済構造改革の促進】

<現行税制>

1 / 3 の利益法人が集中的に負担

利益法人 → 所得に対し税負担がかかるため内部留保の蓄積がしにくい。

欠損法人 → 利益法人の負担で行政サービスを自らの税負担なく受益。



努力が報われる税制に

<外形標準課税>

基本的に、すべての企業が、事業活動の規模に応じ薄く広く負担。

利益法人 → 人材、設備、研究開発等への投資の原資となる内部留保の蓄積が図られ、新規投資の促進等につながる。

欠損法人 → 行政サービスの受益に対する負担として、事業活動の規模に応じ、薄く広い税負担を公平に分担。

外形標準課税の導入

⇒ 所得に係る税負担が低下

⇒ 経済の活性化、経済構造改革の促進

改革のポイント

(現行制度)

$$\text{法人事業税額} = \text{所得} \times \text{税率 (9.6\%)}$$

(改革後)

$$\text{法人事業税額} = \begin{matrix} \text{所得} \times \text{税率 (4.8\%)} \\ + \\ \text{外形基準} \times \text{税率 (1.6\%)} \end{matrix}$$

(現行)

(経過措置期間)

(改革後)

